

事務連絡

平成27年1月26日

各都道府県トラック協会

専務理事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

常務理事 齋藤 直也

**移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果と  
「危険物の移送等における保安確保のための留意事項」について**

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、消防庁より別添のとおり通知がありました。

昨年11月を中心に全国の消防機関が移動式タンク貯蔵所等の立入検査を実施し、今般その調査結果が発表されたものです。

今結果によると、移動タンク貯蔵所等における基準不適合等車両の割合も高い水準にあり、なかでも定期点検に係る義務違反も1,337件あり、昨年と比較して12件の増加となり、他の項目に比べて非常に多く、憂慮される状況にあります。

つきましては、本通達の趣旨をご理解の上、傘下の関係会員事業者におかれまして、別記「危険物の移送等における保安確保のための留意事項」の周知と、移動中における危険物の保安確保について周知徹底をお願い申し上げます。



消防危第11号  
平成27年1月9日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

消防庁危険物保安室長



### 移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

平素から、危険物施設等における事故防止に御尽力いただくとともに、消防行政に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、平成26年11月1日から同年11月30日までの期間を中心に全国の消防機関が一部警察機関の協力の下に実施した移動タンク貯蔵所等の立入検査の実施結果について、今般、消防庁において別添のとおり取りまとめました。

これによりますと、移動タンク貯蔵所等における基準不適合等車両の割合は18.88%（前年18.20%）であり、昨年と比較して0.68ポイントの増加となり、依然高い水準にあります。

なかでも、移動タンク貯蔵所における立入検査の重点項目として挙げている定期点検に係る義務違反は1,337件（前年1,325件）であり、昨年と比較すると12件の増加となり、他の項目に比べて非常に多く、憂慮される状況です。

貴団体におかれましても、違反項目の状況等を勘案し、貴団体の会員に対して、別記「危険物の移送等における保安確保のための留意事項」について周知するとともに、危険物の輸送中における危険物の保安の確保について周知徹底して下さるようお願いいたします。

連絡先	消防庁危険物保安室 危険物指導調査係
担当	清水、黒木
電話	03-5253-7524（直通）
FAX	03-5253-7534

### 3 基準不適合車両の項目別内訳

	項 目	不適合車両数		増減数		
		26年度	25年度			
移動タンク貯蔵所	貯蔵、取扱の基準不適合 (法第10条3項)	許可品目以外の貯蔵(政令第24条第1号)	14	21	-7	
		貯蔵、取扱の不備による流出等(政令第24条第1項第8号、政令第26条第1項第7号)	95	68	27	
		マシホールのふた不適合	19	25	-6	
	小 計		816	866	-21	
		常置場所に係る基準不適合(政令第15条第1項第1号)	60	80	-23	
	設備等の基準維持義務違反 (法第12条第1項)	タンク本体に係る基準不適合 (政令第15条第1項第2号、第3号、第7号、第8号)	塗料の剥離発剥	278	212	66
			変形、破損	21	17	4
			流出有	0	0	0
		その他	51	60	-7	
		附属装置に係る基準不適合 (政令第15条第1項第4号(防波板を除く)、第5号、第6号)	変形、破損	52	43	9
			機能不良	51	57	-3
			その他	57	66	-9
		配管及び弁等に係る基準不適合 (政令第15条第1項第9号～第12号)	変形、破損	30	23	13
			流出有	4	0	4
			機能不良	173	138	35
	その他	156	113	42		
	電気設備、接地導線の不良等 (政令第15条第1項第13号、第14号)	未設置、不足	42	47	-25	
		その他	514	488	28	
		消火器の未設置等 (政令第20条)	91	60	26	
		その他	725	610	115	
その他の設備等の基準不適合(政令第15条第1項(上記各号を除く))		511	600	-45		
積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(政令第15条第2項)		0	0	0		
積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(政令第15条第2項)	LDGコード不適合	0	0	0		
	給油タンク車の特例基準不適合(政令第15条第3項)	0	2	4		
	アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(政令第15条第4項)	0	7	-7		
	小 計	3670	3311	229		
移送の基準不適合 (法第16条の2)	危険物取扱者無乗車(法第16条の2第1項)	14	7	7		
	運転要員不足(政令第30条の2第2号)	0	0	0		
	危険物取扱者免状不携帯(法第16条の2第3項)	20	18	-10		
	その他の移送基準に係る不適合(政令第30条の2第1号及び第3～5号)	20	21	-1		
	小 計	72	70	-4		
定期点検に係る義務違反(法第14条の3の2)	漏れの点検未実施	1337	1326	12		
	その他	492	504	-42		
	危険物取扱者の保安講習義務違反(法第13条の23)	410	468	-50		
	合 計	6212	6070	166		
危険物運搬車両	運搬容器の技術上の基準不適合(政令第28条)	収納、表示不適合(政令第29条第1号、第2号)	11	8	3	
		流出有	0	1	-1	
		積載不適合(政令第29条第3号、第4号、第7号)	13	20	-7	
		被覆不適合(政令第29条第5号)	0	0	0	
		混載不適合(政令第29条第6号)	0	2	-2	
	小 計	24	31	-6		
	運搬方法基準不適合(政令第30条)	標識(政令第30条第1項第2号)	7	0	-2	
		その他	7	10	-3	
		消火器(政令第30条第1項第4号)	18	15	3	
		その他	22	21	1	
小 計	8	10	-11			
その他	運搬者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況不良	62	74	-12		
小 計	3	5	-2			
合 計		91	113	-110		

### 4 イエローカードの携行状況

- (1) 移動タンク貯蔵所 携行率 98.4% (309台/314台)  
 (2) 危険物運搬車両 携行率 81.0% (34台/42台)

備考 調査対象は危険物の移送、運搬中の車両であって、ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油及び動植物油類に係るものを除く。